

## 言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 鳥羽 美鈴  
論文題目 フランスと西アフリカ  
一フランコフォニーを争点にして一  
論文審査委員 糟谷 啓介教授、イ・ヨンスク教授、鶴飼 哲教授

### 1 本論文の構成

「フランコフォニー (francophonie)」という語は、もともと「フランス語が話される地域」を意味するが、1980年代からフランス政府の主導のもとで組織された国際機関の名称として用いられるようになった結果、語の元来の意味とはそぐわない場合も生じることとなった。たとえば、フランスの旧植民地であるアルジェリアは、現在でもかなりの規模のフランス語使用人口を擁するにもかかわらず、政治的理由からフランコフォニー組織には加盟していない。つまり、その意味でアルジェリアは「フランコフォニー」の一員ではないことになる。その一方、たとえば、東ヨーロッパのセルビアやアフリカのギニアビサウのように、国内でほとんどフランス語が用いられていない国でもフランコフォニー組織に加盟することができる。2007年6月現在、フランコフォニー組織は、オブザーバー国を含めて全体で68のメンバーから構成されているが、組織としての「フランコフォニー」は、けっして「フランス語使用圏」と同一視できない内実を備えている。それでは、その内実はいかなるものであるのか。これが本論文の軸となるテーマを構成する。本論文の目的は、国際組織としての「フランコフォニー」にさまざまな角度から光を当て、その意味を明らかにしようとするところにある。論文の構成は以下の通りである。

はじめに

各部の概要

導入部 フランコフォニーとは何か

- 1 フランコフォニーの字義
- 2 フランス語圏の特徴
- 3 フランコフォニー国際組織 (OIF)
- 4 共同体の性格
- 5 フランコフォニーの特徴
- 6 フランコフォニーとフランス語
- 7 なぜフランコフォニーか：諸国の加盟動機
- 8 フランコフォニーの予算内訳と他組織との連帯
- 9 フランコフォニーの「連帯」という概念

第一部 フランスから見たフランコフォニー

- 1 フランス語の地位
- 2 対外戦略としてのフランコフォニー
- 3 フランスが言及する多様性
- 4 フランスの地域語と移民
- 5 フランス共和国理念
- 6 フランコフォニー政策を確立するために

## 第二部 西アフリカとフランコフォニー

- 1 アフリカの言語的多様性：フランス語とパートナー諸言語
- 2 コートジボワールの事例
- 3 セネガルの事例
- 4 フランス語を選択する理由：フランス語の表現作家たち
- 5 サンゴールのフランコフォニー思想
- 6 二人のフランコフォニー事務総長
- 7 フランコフォニーのアフリカ支援
- 8 アフリカの外部への以前と問題点

## 結論

## 参考文献

## 年表

## 参考資料

## 2. 本論文の概要

導入部では「フランコフォニー」の全体像が提示され、議論の枠組みが設定される。1では、辞書の記載項目などを参考にしながら、「フランコフォニー」という語の変遷と各国での使用状況が跡づけられる。2では、英語圏やスペイン語圏と比較したフランス語圏の特徴が叙述される。3では「フランコフォニー国際組織 (L'Organisation internationale de la Francophonie)」設立の経緯、組織の性格と活動状況が資料を基に綿密に跡づけられる。それによれば、「フランコフォニー」という語は、19世紀後半にオネジム・ルクリュが初めて用いて以降廃れていたが、第二次世界大戦後の脱植民地化の過程で再び用いられるようになった。1950年代から「フランス語圏」を統合するさまざまな国際組織が設立され、その動きは1960年代に活発化した。1986年にミッテラン政権のもとで第一回フランコフォニー・サミットが開催され、1995年にはフランコフォニー憲章に基づき「フランコフォニー国際組織 (OIF)」が立ち上げられる。著者はこうした流れを手際よくまとめ、フランコフォニー組織の複雑な構成をわかりやすく整理している。4では、フランコフォニーの性格を「文化」「政治経済」「言語」の側面から検討し、その意味内容の拡大の社会的背景を描いており、5ではフランコフォニーの国際組織としての特徴が簡潔に述べられる。6では、フランコフォニーの核となる「フランス語」の位置づけが論じられる。サミットへの参加形態には四種類のものがあるが、オブザーバー国であっても「フランス語使用の発展を促進しようとする意志」が求められる一方で、フランス語が国内でどの程度使用されてい

るかは問われないこと、フランコフォニー組織が前面に掲げているのは言語的・文化的多様性であることが示される。7では、フランコフォニーへの加盟の動機を「経済目的」「政治目的」「文化目的」に類別し、アフリカ諸国、旧スペイン・ポルトガル植民地諸国、東欧諸国、ケベック、ベルギー、スイスなどの場合が検討される。8では、予算面から見たフランコフォニー組織の活動内容が記述される。9では、フランコフォニーが推し進めようとする多文化・多言語の「対話」の理念が紹介される。

第一部では、フランスにおける「フランコフォニー」の展開過程が歴史の流れのなかで具体的に跡づけられるとともに、国内政策と国外政策にある種の矛盾が見られることが論じられる。1では、フランコフォニー出現の背景として、今世紀における英語の勢力の拡大と国際機関でのフランス語使用の減少という状況が論じられる。2では、フランコフォニーにおける英語への対抗という対外戦略的な側面が指摘され、その観点からドゴール、ポンピドゥー、ミッテラン、シラクの各政権による対応が検討される。3では、フランコフォニーについての教育指針が検討される。文部省通達のなかでは、1988年から「フランコフォニー」ないしはそれに関連した問題についての言及がなされており、そこでは「フランス語の歴史的役割」が強調されるとともに、言語と文化の「多様性」が称揚される。これは一見すると矛盾するように見えるが、英語使用の拡大という現状を打開する対策として「多言語性」を通じたフランス語の地位の維持が主張されているのである。4では、フランス国内の地域語・少数言語に対する政策が検討される。ブルトン語、バスク語、カタルーニャ語、オクシタン語を教育可能な地方言語と定めたディクソンス法（1951）とその実態、地域語教育への取り組みと「欧州地域語少数言語憲章」への署名、憲法第二条への「共和国の言語」規定の導入（1992）、公的領域でのフランス語使用を定めたトゥーボン法の制定（1994）などが採り上げられ、それらの意味が検討される。また、4の後半では1960年代以降の移民に対する法的規定と教育政策の変遷が論じられる。5では、少数言語や移民の問題を通して浮かび上がってきたフランス共和主義の理念に焦点を合わせて、共和国の「単一不可分性」、コルシカ問題に典型的に見られる地域語、地域文化の承認の問題、スカーフ事件に見られる教育の「ライシテ」（非宗教性）の問題が論じられる。6では、フランス共和国の「単一不可分性」と欧州統合との関係が簡潔に叙述される。

第二部では、西アフリカ諸国の側から見たフランコフォニーの意味が検討される。1では、西アフリカの諸言語の状況が概括された後、社会のなかでのフランス語の位置づけが論じられる。また、アラビア語教育、アフリカ諸言語による教育についても頁が割かれている。2ではコートジボワール、3ではセネガルが取り上げられ、それぞれの国における言語政策、フランス語に対する法的規定、学校教育とメディアにおけるフランス語の役割が論じられる。4ではフランス語を表現媒体として選択したアフリカ出身の作家がとりあげられ、アフリカにおけるフランス語の存在様式が明らかにされる。そして、作家たちの努力のなかで「フランスのフランス語」の中心性に疑義が付され、「アフリカのフランス語」の存在理由が浮上してくるさまが描かれる。5ではさらにこの議論が発展して、サンゴールのフランコフォニー思想の検討にあてられる。詩人にしてセネガル大統領、「ネグリチュード文学」の提唱者にしてアカデミー・フランセーズ会員といういくつかの顔をもつサンゴールは、疑いもなく「フランコフォニー」思想の基盤を準備した

最重要人物である。著者は、サンゴールの思想の変遷を具体的に跡づけることを通して、サンゴールが普遍的文明としての言語としてのフランス語の価値を称揚しながらも、けっしてフランス語単一言語主義には陥ってはいないこと、サンゴールはアフリカの土着言語の役割も認めており、学校教育ではバイリンガル教育の方向を支持していたことが論じられる。こうした視点から見れば、サンゴールにおいてネグリチュードとフランコフォニーはけっして矛盾するものではなく、むしろ補完しあうものであると著者は結論づける。6はこの議論を補足するかたちで、プトロス・ガリ（エジプト出身）とアブドゥ・ジェフ（セネガル出身）という二人のフランコフォニー事務総長の経歴と思想が検討される。7では、国際的なアフリカ支援活動のなかでのフランコフォニーの位置づけが論じられ、8では、アフリカにおいて政策面での不均衡が国外への依存を持続させている状況が指摘される。

結論では、フランコフォニーの「多様性」の理念を現実のものとするためには、二国間協定を基本とするフランスの外交政策は見直されるべきであること、フランコフォニーにおけるフランスの中心性を相対化していき、それにより言語間、文化間のヒエラルキーを解消していく必要があることが指摘される。

### 3. 本論文の成果と問題点

以上の概括でわかるように、本論文は「フランコフォニー」という対象に実に多様な角度から光を当てることによって、複雑な諸問題を解きほぐし、その実態を解明することに成功している。これが本論文の第一の成果である。フランスにおける言語政策の流れから見たフランコフォニーの位置づけ、脱植民地化のプロセスとフランコフォニー成立の関係性、フランスの国内政策と国外政策の対照性、フランコフォニーにおける多言語主義と多文化主義の意味など、さまざまな補助線を引くことによって、フランコフォニー概念の多面性と重層性をひとつひとつ腑分けし描き出したことは、本論文の大きな貢献であるといつてよい。こうした分析を通じて、当初は「フランス語使用圏」という意味合いが中心的であったが、「フランコフォニー」が国際組織の名称として採用されるにつれて、しだいに言語的次元から政治的次元へと概念が移行していった過程が明快に示された。

もうひとつの成果は、フランスとアフリカ諸国というそれぞれの当事者の立場に即してフランコフォニーの意味を立体的に理解することに成功したことである。その際、組織や制度のレベルにとどまらず、思想やイデオロギーのレベルにまで立ち入って検討したことが、本論文に一層の深みをあたえていることは間違いない。少数言語ないし移民問題とフランコフォニーの関係やサンゴールの思想を論じた箇所には、そうした強みが遺憾なく発揮されている。そうした議論のなかから、フランコフォニーの内部で「フランスの中心性」が問題視されるような状況に立ち至っていることが浮き彫りになってくるさまは、見事な論述の手際であると言ってよい。

しかし、本論文にもいくつかの弱点があることは指摘しなければならない。

まず、あまりに多様な材料を採り上げたために、論文全体のまとまりに欠ける側面があることである。章によっては、論文全体を貫く主題が見失われるような部分や、事実関係の提示が前面

に押し出されたために議論そのものが散漫に感じられる部分もある。資料、観点、論述などをより整理して提示していたならば、論文全体の構成に緊密感があたえられたはずである。それとともに、一方では言語政策や外交政策としてのフランコフォニーという問題、他方ではアフリカにおける表現媒体としてのフランス語の問題というように、レベルの異なるテーマがつながりのないまま並存している印象を受ける面がないわけではない。この弱点を乗り越えるためには、いずれかのテーマに問題設定を絞りこむか、あるいは両者を統合しうるとより強力な理論的装置を用意しなければならないだろう。

また、アフリカ出身のフランス語表現作家にとってのフランス語の意味について論じた部分はたいへん充実しており、本論文のなかでも重要な位置を占めることは確かであるが、作品で用いられた実際の表現を分析していない点は惜まれる。もっとも、この問題を論じることは、本論文の枠組みからは外れるため、致し方ないことではある。

以上の問題点は筆者も十分認識しており、本論文の優れた成果を損なうものではない。なによりも、「フランコフォニー」という錯綜した問題系に正面から取り組んだ力作として、大いに評価されるべき学術的貢献であることは間違いない。総合的に見て、本論文は著者の優れた着眼点と目配りの効いた論述が結びついた独創的な研究成果であると言える。著者が本論文を基礎にして、さらに研究を発展させることが大いに期待される。

#### 4. 結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条1項の規定により一橋大学博士(学術)の学位を受けるに値するものと判断する。

## 最終試験結果の要旨

2008年2月13日

受験者 鳥羽 美鈴

最終試験委員 糟谷 啓介、イ・ヨンスク、鶴飼 哲

平成20年2月1日、学位請求論文提出者 鳥羽美鈴氏の論文および関連分野について、本学学位規則第8条第1項に定める最終試験を行なった。本試験において、審査員が提出論文「フランスと西アフリカ：フランコフォニーを争点にして」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、鳥羽氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、鳥羽美鈴氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。